

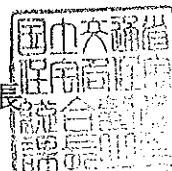
平成26年9月3日

都道府県・政令市 住宅主務部長

独立行政法人都市再生機構 技術調査室長

殿

国土交通省住宅局住宅総合整備課長



## 公共住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止について

建設業における労働災害の防止に資するため、従来より公共住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止について適切な措置を講ずるよう要請してきたところである。また、公共住宅事業者等連絡協議会（以下「事連協」という。）においても、平成21年6月1日施行の「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」（平成21年厚生労働省令第23号）及び「手すり先行工法等に関するガイドライン」（資料1参照）を踏まえた措置を「公共住宅建設工事共通仕様書（平成25年度版）」に規定するとともに、公共住宅建設工事現場における一層の安全確保の観点から、公共住宅建設工事で設置する足場に関する設計図書上の取扱いを別紙のとおりとしているところである。

貴職におかれては、引き続き、事連協の取扱いを踏まえて適切に対応するとともに、下記事項に留意することにより、足場からの墜落事故防止に一層努められたい。

なお、管内市町村（政令市を除く。）、地方住宅供給公社等にも、この旨周知するようお願いする。

## 記

1. 公共住宅の建設工事における足場については、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（厚生労働省 平成24年2月、以下「要綱」という。）（資料2参照）を参考とすること。特に、足場等の点検については、労働安全衛生規則第567条の規定に基づき、足場の組立、一部解体又は変更の後に行う点検、補修及びその記録の保存を徹底するとともに、要綱に示された足場等の種類別点検チェックリストを作成し、効果的に安全管理を行い、足場